

- 原則として入札日時点の単価を用いて積算をしていることから、4/1以降に契約する工事であっても、前年度単価を適用しているものがある。
- 今般、平均約15%の労務単価の上昇が生じたことを踏まえ、工事の品質確保や円滑な工事の実施等の観点から、4/1以降に契約する工事については、新単価に基づく契約変更を行えるよう措置。（平成25年4月8日付通知）

今回の措置の概要

適用対象	平成25年4月1日以降に契約を行う工事のうち、平成24年度設計労務単価を適用しているもの
趣旨	大幅な労務単価の引上げに対応する措置 ※今回の新労務単価設定に限定した措置とする。
措置内容方法	平成25年度設計労務単価を適用した契約額の変更 変更契約額 = (新労務単価により積算された予定価格) × (当初契約の落札率)

※都道府県・政令市に対しても、国交省の取組みを参考として適切な運用に努めるとともに、都道府県内市区町村にも通知するよう、同日付で要請。

※建設業団体に対して、請負代金に変更された場合は、元下間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引き上げ等について適切に対応するよう要請。